「スマートファクトリー実証実験」
業務
、
、
、
、
、
、
、
、
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
、
は
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
に
り
り
り

平成30年8月 公益財団法人ひろしま産業振興機構

1 業務の目的

本業務は、公益財団法人ひろしま産業振興機構(以下「本財団」という。)が実施するAI/IoT活用基盤構築支援事業において、地域企業の業務の効率化等を図るため、工場ラインへIoT機器等を導入することにより「スマートファクトリー」を実現し、その効果について探索トライアルを行う業務について委託するものである。

2 委託業務の範囲

(1) I o T機器導入提案

地域企業から提供される工場実製造ラインの業務効率化に適する I o T機器等について提案を行い、地域企業のエンジニアと共同し、仕様を策定する。

なお, 提案テーマは, 次の2テーマから選択することとし, 複数テーマの選択を妨げない。

【提案テーマ】

- ① 「自動車用シート最終製品における皺など見栄品質検査工程の効率化」
- ② 「自動車用樹脂成型部品におけるウェルド,フラッシュ,異物噛み込み,ショートショットなど検査工程の効率化」

【提供予定工場実ライン】

- ① 広島県内企業 自動車用シート検査ライン
- ② 広島県内企業 自動車用樹脂成型部品検査ライン

(2) I o T機器導入・運用支援

地域企業のエンジニアが I o T機器等を導入するにあたり直面する課題を,地域企業に訪問するなど地域企業のエンジニアと一緒に解決し,システムを導入する。

(3) 効果検証

収集したデータについて,地域企業のエンジニアとともに分析することにより,効果検証 を実施する。

(4) 実証実験公開

導入したシステム仕様 (ソフトウェア含む) 及び効果探索トライアルにより得られた知見 を、地域企業に公開する。

(5) 報告書作成

導入提案から機器設置,効果検証(課題抽出)のプロセス及び今後の展開(今回導入機器及び他業務スマート化提案を含む)等について,報告を行うとともに一般公開用資料を作成する。

3 委託業務の期間とスケジュール

(1) 委託業務の期間

契約締結の日から平成31年3月29日(金)までとする。

なお、本システム稼働において受託者による瑕疵に起因すると思われる不具合が生じた

場合上記期間経過後も、本財団は受託者に対応を求めることができる。

(2) 委託業務のスケジュール

平成 30 年 9 月末までに 2 (1) I o T機器導入仕様の策定, 平成 30 年 10 月末までに I o T 導入による効果予測を終了すること。その後, 平成 31 年 3 月 29 日 (金)まで 2 (2) 導入・運用支援を実施する。 2 (3) \sim (5) 効果検証, 実証実験公開, 報告書作成については, 日程等を本財団と別途協議する。

4 委託予定額

本業務における委託予定額は、8,640,000円(税込)を上限とする。

5 業務委託契約に関する条件

(1) 委託業務による成果物

本業務実施に伴って受託者が作成,提出すべき成果品は次のとおり本財団が指定する場所 に期日までに紙媒体及び電子媒体で指定する部数を提出すること。

なお,成果物については,構築を進めるなかで協議の上,追加・変更等を行う場合もある。

 システム設計書 	紙媒体1部,
	電子媒体1部
② システムプログラムソース	紙媒体1部,
	電子媒体1部
③ 活用事例紹介報告書	紙媒体1部
	電子媒体1部
④ その他、本業務で作成した資料のうち、本財団が指示する資料	

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例 (平成16年12月17日広島県条例第53号)を順守しなければならない。

(3) 権利の帰属

- ① 成果物に係る著作権、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。) は本財団に帰属し、受託者は、本財団が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを 了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
- ② 受託者は、本財団の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ③ 受託者は本財団に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。 また、成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の 差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は本財団に生じた損害を賠償しなけれ ばならない。

(4) 再委託について

受託者は、本業務の全部あるいは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、書面により本財団の承認を得た場合は、この限りでない。

(5) その他

本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は, 速やかに本 財団と協議を行うこと。